

特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針

令和3年4月16日制定

令和3年4月24日改定

令和3年5月8日改定

令和3年5月28日改定

令和3年6月18日改定

令和3年7月8日改定

令和3年7月16日改定

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部

令和3年4月16日、特措法（以下、「法」という。）第31条の4第3項に基づく新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置の公示を受け、政府対策本部の基本的対処方針に基づき、次により必要な措置等を行う。

1 措置を実施する期間

令和3年4月20日～8月22日

2 措置区域

県内全市町（7月22日から）

厚木市（4月28日から）

横浜市、川崎市、相模原市（4月20日から）

3 措置区域、その他区域で実施する措置の内容

（1）県民の外出自粛等

- 県民に対し、人の移動と、人と人との接触機会の抑制を図るため、法第24条第9項に基づき、生活に必要な場合（※）を除く、日中を含めた外出の自粛、生活に必要な場合を除く都道府県をまたぐ移動の自粛、混雑している場所や時間を避けて行動すること、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用自粛について、協力を要請する。

※生活に必要な場合の例

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なもの

- 県民に対し、措置区域においては法第 31 条の 6 第 2 項に基づき、その他の地域においては、法第 24 条第 9 項に基づき、時短営業の要請をしている時間以降に飲食店等にみだりに出入りしないことを要請する。
- 法第 24 条第 9 項に基づき、路上での飲酒、いわゆる路上飲みをしないよう要請する。
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、感染リスクが高まる「5つの場面」、在宅勤務、時差出勤などの周知の徹底を図る。

(2) 事業者への要請等

ア 飲食店等への要請

- 食品衛生法に基づく飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けた飲食店（居酒屋含む）、喫茶店 等（宅配・テークアウトサービスは除く。）に定める施設、以下「飲食店等」という。）に対し、次のとおり要請する。

措置区域 <u>県内全市町（7月22日から）</u> 厚木市（4月28日から） 横浜市・川崎市・相模原市（4月20日から）	その他区域
営業時間の短縮等（法第 31 条の 6 第 1 項） ・営業時間は 5 時から 20 時まで ・<u>酒類の終日提供停止（酒の持込み含む）（7月22日から）</u> <u>※7月21日までは令和3年7月8日改定の神奈川県実施方針の措置内容とする。</u>	営業時間の短縮等（法第 24 条第 9 項） ・営業時間は 5 時から 21 時まで ・酒類の提供は 11 時から 20 時まで 但し、酒類提供店の滞在時間（90 分以内）、人数（1 組 4 人以内、同居家族）、感染防止対策の基本 4 項目の遵守※を酒類提供の条件とする。 ※ 手指の消毒設備の設置 ※ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ※ 施設の換気 ※ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保

まん延防止等の措置（法第 31 条の 6 第 1 項） ・ 従業員に対する検査を受けることの勧奨 ・ 入場者の感染防止のための整理及び誘導 ・ 発熱、その他の症状のある者の入場の禁止 ・ 手指の消毒設備の設置 ・ 事業所の消毒 ・ 入場者へのマスク飲食の周知、正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止 ・ 施設の換気 ・ アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置、利用者の適切な距離の確保 ・ 飲食を主として業としている店舗に対するカラオケ設備提供の終日停止など飛沫感染防止に効果のある措置	まん延防止等の措置（法第 24 条第 9 項） 同左
必要に応じて以下の措置を講じる。 ・ 要請に応じない事業者への命令（法第 31 条の 6 第 3 項） ・ 要請・命令時の公表（法第 31 条の 6 第 5 項） ・ 命令のための立入検査等（法第 72 条） ・ 命令違反等に対する過料（法第 80 条）	
全ての店舗へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第 9 項）	

イ その他の施設への対応

- 法施行令第11条第1項に規定する施設については、時短営業等について要請又は働きかけを行う。

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）	1000平米超：5時から21時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から21時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催以外の場合は20時まで ※映画館の上映は5時から21時までの営業時間短縮要請（1000平米超）又は働きかけ（1000平米以下）	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 入場整理等の働きかけ	
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ ※但し、イベント開催の場合は21時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする※大声なし：100%以内 大声あり：50%以内 入場整理等の働きかけ	
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	1000平米超：5時から20時までの営業時間短縮要請 1000平米以下：5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
	入場整理等の働きかけ	

大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 家電量販店 など	1000平米超： 5時から20時まで の営業時間短縮要請（但し生活 必需物資を除く）	5時から21時までの営業時 間短縮働きかけ(但し生活必 需物資を除く)
	1000平米以下： 5時から20時ま での営業時間短縮働きかけ(但 し生活必需物資を除く)	
	入場整理等の働きかけ	
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド など	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等に おける遠隔授業も活用した学修者本位の 効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、 クリーニング店 など	酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ	

※1 入場整理等の働きかけ：入場整理及びカラオケ設備使用自粛、酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ等

※2 特に大規模な集客施設（劇場・映画館・デパート等）に対し、施設内外に混雑が生じることがないように、集客に応じた入場制限などの「入場整理」の徹底を働きかけるとともに、ホームページ等を通じて広く周知する

○ 具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

○ 上記以外の業種に対する施設の使用制限、時短要請等については、必要に応じて検討する。

ウ イベントの開催制限

- イベント主催者等に対し、法第 24 条第 9 項に基づき、イベントの開催は、次の規模要件に沿った開催を要請する。なお、この制限は新規販売分に適用し、既存販売分には適用しない。あわせて、時短営業や、参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知について働きかけを行う。

措置区域		その他区域
収容率		人数上限
歓声・声援等が想定されないもの ・クラシックコンサート ・演劇、寄席、古典芸能等（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、講談、落語等） ・展示会 等	歓声・声援等が想定されるもの ・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント等	5,000 人
100%以内 （席がない場合は適切な間隔）	50%以内 （席がない場合は十分な間隔）	
営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は 5 時から 21 時まで		営業時間短縮の働きかけ ・営業時間は 5 時から 21 時まで
・イベント主催者等へのガイドライン遵守要請（法第 24 条第 9 項） ・入場者の感染防止のための整理誘導の働きかけ ・酒類の提供については、飲食店等の扱いに準じる働きかけ		

※具体的な条件については、国の事務連絡によるものとする。

エ テレワークの徹底等

- 事業者に対し、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め、接触機会の低減に向け、テレワークやローテーション勤務の働きかけを行う。
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、感染リスクが高まる「5つの場面」を避けるなど、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底の働きかけを行う。
- 基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう働きかけを行う。

オ 大学や学校への要請

- 法第 24 条第 9 項に基づき、大学や学校に対し、学生、生徒への基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛を呼びかけるよう要請する。あわせて、「感染防止のための所要の措置を講じること」を要請する。特に寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底を要請する。

カ 高齢者施設等への要請

- 高齢者施設等に対して、法第 24 条第 9 項に基づき、県又は保健所設置市が行う施設従事者への P C R 検査等の受検を促すよう要請する。

4 措置の実効性を確保するための対応

- 県は、3（2）ア及びイの要請に応じた事業者に対し、別途定める基準に基づき、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給する。
- 3（2）アについては、県の感染防止対策取組書や市町村が作成する感染防止対策にかかるステッカーの掲示、マスク飲食の推奨、カラオケ設備提供の終日停止（飲食を主として業としている店舗の場合）等を支給の条件とする。
また、所管団体を通じた周知のほか、市町村と連携して、個別の店舗を訪問するなど、時短営業の協力を要請する。
- チラシ、ポスター、ホームページ、SNS など、あらゆる広報媒体を活用し、外出自粛要請等の周知を徹底する。

5 飲食店等の感染防止対策の強化

- 基本的対処方針及び国の事務連絡に基づき、飲食店におけるガイドラインの遵守を促すため、措置区域から順次、個別の店舗を訪問する。
- マスク飲食の普及徹底を図るため、マスク飲食を実施する飲食店の認証制度を運用する。

6 医療提供体制の確保等の取組

(1) 病床確保

- 医療機関との協定に基づくフェーズに応じた即応病床の確保に努める。
- 後方支援病院の充実・搬送体制の確保と変異株患者入院措置等見直しを行う。

(2) 自宅療養支援体制

- リスクの高い療養者を早期に医療ケアに繋げる「地域療養の神奈川モデル」の展開を図る。
- 血中酸素飽和度に着目した健康観察による自宅療養の支援と「かながわ緊急酸素投与センター」の運用準備を行う。

(3) 宿泊療養施設の確保

- 第3波後に確保した新たな宿泊療養施設を含め、利用率向上に向けた取組を行う。

(4) 医療機関・福祉施設等への感染拡大防止に対する支援

- 施設等の感染拡大防止に関する指導・助言等クラスター未然防止対策に対する支援に努める。
- C-CATの早期投入により、小規模クラスターの拡大防止及び大規模クラスターの発生時の収束に向けて、継続的な支援を行う。

(5) 検査体制の充実

- 変異株の監視体制を強化するため、モニタリング検査を拡充する。
- 日本財団と連携し、全県下で、高齢者施設従事者への定期検査を実施する。
- 感染拡大地域で、障害者施設従事者への定期検査を重点的に実施する。
- 国事業と連携し、市中・事業所・大学でのモニタリング検査を実施する。

7 県機関の取組

別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に沿って対応する。

8 その他

- まん延防止等重点措置等により影響を受ける県民・事業者に対し、国の施策と連携し、きめ細かな支援に努める。
- 県民や事業者の様々な相談に応じるため、コールセンターによる相談体制を拡充する。

事業者の皆様へ

○令和3年7月22日～8月22日

No. 1

1 飲食店等に対する要請（令和3年7月22日～令和3年8月22日）

- まん延防止等重点措置区域内(清川村を除く県内全市町)の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業【要請】

酒類及び飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の提供は終日停止

酒類の提供は終日停止(マスク飲食実施店も含む)

※詳細は「飲食店等の事業者のみなさまへ」を参照

- まん延防止等重点措置区域外の飲食店等に対し、5時から21時までの時短営業【要請】

酒類及び飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の提供は終日停止

酒類の提供は11時から20時まで(ただし、以下の要件を満たした場合)

- 滞在時間:90分以内
- 利用人数:1組4人以内又は同居の家族に限る
- 感染防止対策基本4項目の遵守(「アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」)

- 時短要請に応じていただいた店舗に対して、措置区域・その他区域とも、協力金を支給
詳細は県ホームページに掲載される内容等を御確認ください。

(※) 感染防止対策取組書への感染防止対策基本4項目の明記や、LINEコロナお知らせシステム登録(入退店時二次元コード読取り)、帳簿記録(氏名・入退店時間記録・保管)により、入退店時の記録などをお願いします。

2 その他の施設(人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設)に対する要請等

①時短要請等は下表のとおり

第38回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バットイング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内 床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など 個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、競馬投票券発売所、場外車券売場 など スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く	(生活必需物資を除く) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ

※上記の時短要請に応じていただいた措置区域内の1,000平米超の施設に対して協力金を支給

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請	
葬祭場	酒類提供(酒類の店内持込含む。)は飲食店に準ずる働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶 など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 など	酒類提供(酒類の店内持込含む。)は飲食店に準ずる働きかけ	
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ	

措置区域	その他区域
○ 店舗での飲酒につながる酒類提供(酒類の店内持込含む。)は飲食店に準ずる働きかけ ○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ ○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ ○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。 ○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)	

3 イベントの開催制限について

収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度

併せて時短営業(無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけ対象外)や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知

措置区域内は、酒類の提供(店内への持込を含む)は終日停止の働きかけ【お願い】

時 期	収容率	人数上限	イベント開催時間
6月21日以降	大声なし100%以内 大声あり50%以内	5,000人	措置区域内:5時から21時まで 酒類の提供は終日停止
			措置区域外:5時から21時まで 酒類の提供は20時まで

※ 既存販売分については適用しない

4 大学や学校への要請について(～令和3年8月22日)

学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ

感染防止のための所要の措置を講じること

寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知の徹底

5 高齢者施設等への要請

県又は保健所設置市が行う施設従事者へのPCR検査の受検を促すよう要請

6 その他(お願い事項)

飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化

店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践

感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守

○令和3年7月12日～7月21日

No. 3

1 飲食店等に対する要請（令和3年7月12日～令和3年7月21日）

- まん延防止等重点措置区域内(横浜市、川崎市、相模原市、厚木市)の飲食店等に対し、5時から20時までの時短営業【要請】

酒類及び飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の提供は終日停止

酒類の提供は終日停止(ただし、マスク飲食実施店(※)を除く)

※詳細は「飲食店等の事業者のみなさまへ」を参照

＜要件＞

- 提供時間:11時から19時まで
- 滞在時間:90分以内
- 利用人数:1組4人以内または同居の家族に限る
- 感染防止対策基本4項目の遵守(「アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」)

- まん延防止等重点措置区域外(その他区域)の飲食店等に対し、5時から21時までの時短営業【要請】

酒類及び飲食を主として業としている店舗でのカラオケ設備の提供は終日停止

酒類の提供は11時から20時まで(ただし、以下の要件を満たした場合)

- 滞在時間:90分以内
- 利用人数:1組4人以内又は同居の家族に限る
- 感染防止対策基本4項目の遵守(「アクリル板等の設置(座席の間隔の確保)」、「手指消毒の徹底」、「食事中以外のマスク着用の推奨」、「換気の徹底」)

- 時短要請に応じていただいた店舗に対して、措置区域・その他区域とも、協力金を支給
詳細は県ホームページに掲載される内容等を御確認ください。

(※) 感染防止対策取組書への感染防止対策基本4項目の明記や、LINEコロナお知らせシステム登録(入退店時二次元コード読取り)、帳簿記録(氏名・入退店時間記録・保管)により、入退店時の記録などをお願いします。

2 その他の施設(人が集まり飲食に繋がる可能性のある施設)に対する要請等

①時短要請等は下表のとおり 第37回新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部資料(抜粋)

施設区分	措置区域	その他区域
劇場、観覧場、映画館、演芸場 など 集会場、公会堂 など 展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール など ホテル又は旅館(集会の用に供する部分に限る。)	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	
	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から21時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から21時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催以外の場合は20時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、 テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、 ゴルフ練習場、バレーボール練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、 ヨガスタジオ、など 博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など	人数上限5000人かつ収容率要件※以下とする ※歓声・声援等が想定されないもの:100%以内 歓声・声援等が想定されるもの:50%以内	
	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時※までの営業時間短縮要請 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時※までの営業時間短縮働きかけ ※イベント開催の場合は、21時まで	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請	5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、 勝馬投票券発売所、場外車券売場 など	床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ	
スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など	床面積の合計が1000平米超:(法第24条9項) 5時から20時までの営業時間短縮要請※ 床面積の合計が1000平米以下: 5時から20時までの営業時間短縮働きかけ※ ※生活必需物資を除く	(生活必需物資を除く) 5時から21時までの営業時間短縮働きかけ
大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など		

※上記の時短要請に応じていただいた措置区域内の1,000平米超の施設に対して協力金を支給

施設区分	措置区域	その他区域
スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドなど	感染防止対策の徹底等	
幼稚園、小学校、中学校、高校、保育所、 介護老人保健施設、大学 など	学校等において、感染リスクの高い活動等の制限、 大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の 実施等を要請	
葬祭場	酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
図書館	入場整理の働きかけ	
ネットカフェ、マンガ喫茶など	入場整理及びカラオケ設備の使用自粛働きかけ 酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、 クリーニング店など		
自動車教習所、学習塾など	オンラインの活用等の働きかけ	

措置区域	その他区域
○ 酒類提供する場合には、飲食店等の基準に準ずるよう働きかけ	
○ カラオケ設備使用自粛等の働きかけ	
○ 施設内外に混雑が生じることがないように「入場整理」の徹底を働きかけ	
○ 入場整理を徹底する旨を、ホームページ等を通じて広く周知する。	
○ 全ての店舗へのガイドライン遵守要請(法第24条第9項)	

- 3 イベントの開催制限について
- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度
- 併せて時短営業(無観客で開催される催物等については営業時間の短縮の働きかけ対象外)や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知
- 措置区域内は、酒類の提供(店内への持込を含む)は終日停止の働きかけ【お願い】

時 期	収容率	人数上限	イベント開催時間
6月21日以降	大声なし100%以内 大声あり50%以内	5,000人	措置区域内:5時から21時まで 酒類の提供は19時まで
			措置区域外:5時から21時まで 酒類の提供は20時まで

※ 既存販売分については適用しない

- 4 大学や学校への要請について(～令和3年78月2122日)
- 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
- 感染防止のための所要の措置を講じること
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底
- 発熱等の症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知の徹底

- 5 高齢者施設等への要請
- 県又は保健所設置市が行う施設従事者へのPCR検査の受検を促すよう要請

- 6 その他(お願い事項)
- 飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化
- 店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
- 感染防止対策取組書の掲示及び業種別ガイドラインの遵守

7月12日以降、横浜市、川崎市、相模原市、厚木市の4市をまん延防止等重点措置区域（「措置区域」）とし、県がマスク飲食実施店として認証した店舗（申請中を含む）を除いて酒類提供の終日停止をお願いしてきました。しかしながら、感染が急速に拡大している中、さらなる感染拡大を防止するため、「神奈川版緊急事態宣言」として措置区域を全市町に拡大し、措置区域内は酒類提供の終日停止をお願いすることとなりました。

これにより、7月22日以降、措置区域内（全市町）の飲食店等におかれましては、誠に申し訳ございませんが、「マスク飲食実施店」の認証を得ている場合や申請中の場合であっても、一律に酒類提供を終日停止していただきますようお願いいたします。

措置区域内における酒類提供

期間	7月21日まで	7月22日から 8月22日まで
区域	横浜市、川崎市、 相模原市、厚木市	全市町
「マスク飲食実施店」 の認証を得ている 飲食店等	酒類提供が可能です ※この他の条件は、「新型コロナ ウイルス感染症対策ポータル」 でご確認ください。	酒類提供の終日停止 をお願いいたします
「マスク飲食実施店」 の申請中の飲食店等	酒類提供が可能です ※7月20日までに申請した場合 に限り、申請日の翌日から7 月21日まで酒類の提供が可能 です。 ※この他の条件は、「新型コロナ ウイルス感染症対策ポータル」 でご確認ください。	酒類提供の終日停止 をお願いいたします ※「マスク飲食実施店認証申請 中確認書」の掲示は不要です
上記以外の飲食店等	酒類提供の終日停止 をお願いいたします	酒類提供の終日停止 をお願いいたします

【「マスク飲食実施店認証申請中確認書」について】

- 7月22日以降、酒類提供の終日停止をお願いすることとなったため、「マスク飲食実施店認証申請中確認書」の記載内容のうち、下記の※印については、大変お手数ですが、上から白紙などを貼っていただくか、掲示自体を見合わせていただきますようお願いいたします。

「※その期間内は、まん延防止等重点措置区域内においても、酒類の提供を可とします。」

その他区域（清川村）における酒類提供

酒類提供が可能です

※酒類提供にあたっての条件は、「新型コロナウイルス感染症対策ポータル」でご確認ください。

これから申請を検討されている飲食店等の皆様

- 「マスク飲食実施店」の申請は、7月22日以降も受け付けます。（今後新たなインセンティブを設けることを検討していきます）
- 申請の方法は、県ホームページ『「マスク飲食実施店」認証制度のご案内』をご覧ください。

神奈川 マスク飲食 認証

検索



お問い合わせ先

【電話】新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル

0570-056774

※「音声案内が流れたら②「マスク飲食実施店認証制度に関すること」を選択してください ※ 9：00～17：00